

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第4回）

日時：平成20年2月4日（月）10:00～12:00

場所：地域活性化統合事務局 特区・地域再生室7階会議室

1. 開会

（岩片参事官）皆様おそろいになりましたので、ただいまより特区推進本部評価・調査委員会第4回会合を開催させていただきます。それでは委員長、よろしくお願いいたします。

（樫谷委員長）第4回評価・調査委員会に入りたいと思う。式次第に従って進めていきたい。各専門部会における検討状況などについて、各部会長からご報告いただきたいと思う。医療・福祉・労働部会、教育部会、地域活性化部会の順にご報告、及びそれに対する質疑応答等をお願いします。なお事務局は、ご報告に補足すべき点があれば、適宜よろしく発言していただきたい。部会ごとに大体15分程度で終わりたいと思うので、よろしくお願いいたします。

それでは、医療・福祉・労働部会報告について、樋口部会長からご報告をお願いしたい。

2. 部会報告

（1）医療・福祉・労働部会

（樋口医・福・労働部会長）それではご報告申し上げます。医療・福祉・労働部会では、合計5回にわたり部会を開催し、規制の特例措置の全国展開に関する評価2件、及び本部会から諮問事項に係る調査審議1件を行ってきた。

まず規制の特例措置の全国展開に関しては2件で、1つは、「特例措置910 病院等開設会社による病院等開設事業」について。もう1件は、「特例措置920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、これについて特例措置について評価してきた。資料1-1の評価意見に沿ってお話をさせていただきたいと思う。

まずその2件については、その個々の項目についてご報告すると、「特例措置910 病院等開設会社による病院等開設事業」の全国展開に関する評価について、1ページ目に記載している。本特例措置は、これまでは株式会社による病院等の開設は認められていなかったところ、構造改革特区を活用することにより、株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院または診療所を開設することを認めるものである。規制所管省庁である厚生労働省によれば、本特例措置を活用している診療所においては、調査結果に基づいて判断するところでは、医療提供体制や安全管理に関する弊害は特段見受けられない。現在、本特例措置が全国で1件しか行われていない状況であり、全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難であるとのことである。そこで部会として議論を行ったが、その結果、1番として、特区計画が、これまで全国で1件しか申請されていないことに関して、これがなぜなのかということである。本特例措置を活用するに当たって

の問題点は何かということについて検討するということである。2番目として、医療サービスの利用者である患者・国民の側の要望がどのようなものであるかについて調査することであり、平成20年度において、その弊害の発生、経済的効果及び本特例措置を活用するに当たっての今後の対応に関する調査を行い、これらの調査結果を踏まえ、平成20年度以降に評価を行う、との結論に至ったものである。

続いて特例措置920についてご報告する。「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の全国展開に関する評価についてだが、これは2ページに記載している。本特例措置は、構造改革特区を活用することにより、公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にするものである。規制所管省庁である、これも厚生労働省であるが、それによれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、①食物アレルギーや体調不良児等への対応については、引き続き、弊害が生じている。②本特例措置の要件のうち、搬入元との委託内容に係る契約書を締結することについては、なお締結していない自治体が存在する。入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を業者に明示していない自治体の割合が増加しているとの状況が見られ、現段階での本特例措置の全国展開は適当ではないとのことであった。しかし、厚生労働省の調査では、本特例措置を活用している保育所と、自園調理を行っている保育所との十分な比較がなされておらず、これらの弊害が本特例措置から生じているものかどうかということについて、今回の調査結果からは明らかではない。そこで医療・福祉・労働部会として、議論の結果、①本特例措置を活用している保育所の現場に直接出向く等して、本特例措置の運用上の問題点やその対策を検討するとともに、②自園調理を行っている保育所の状況との比較を行うといった点も含め、平成20年度において弊害の発生及び経済的な効果に関する調査を行い、評価を行う、との結論に至ったところである。なお、福祉施設に関する規制改革や地方分権改革の動向に関して報告を行うことも、厚生労働省に対して求めている。また、本特例措置は、その根拠を自治体に対する通知で規定をしているが、省令上は調理室の設置を義務付けてはいるものの、自園調理について明記されていない。そこで、厚生労働省では省令を改正し、本特例措置を含めた自園調理の扱いを法制上明確にすべく、検討している。

最後に、本部長から諮問があった「地域密着型サービスの認知症対応型通所介護に係る利用対象者の拡大」の調査審議について、ご報告させていただく。この点は3ページ目に記載されている。本件は、現在、地域密着型サービスである認知症対応型通所介護の利用対象者について、認知症の高齢者のみから障害者・障害児にも広げることを認めるものである。本件については、昨年11月29日に、提案主体及び規制所管省庁である厚生労働省の双方に対してヒアリングを行った。その際、提案主体から、利用対象者を障害者・障害児にも広げることで、障害者・障害児に対する地域住民の理解が進む。過疎化・高齢化が進む市町村では、障害福祉サービスを実施する施設を新たに開設することは困難であるので、施設の有効活用を図りたい、との主張があった。これに対し、厚生労働省からは、本提案は、認知症対応に特化したサービスを創設した趣旨を損なう、高齢者と障害者・障害児の

混合ケアを行うことは、一般の通所介護を行う施設では認められており、一般の通所介護を行う施設として再度指定を受け直すことができる、との主張があった。以上を踏まえ、医療・福祉・労働部会としては、事務局を通じた専門家への意見聴取も踏まえた議論の結果、①認知症対応型通所介護は、認知症の特性への対応に特化した類型のサービスである。したがって、障害者・障害児を受け入れた場合、認知症対応型通所介護が設けられた趣旨を損なうことになる、②認知症対応型通所介護と一般の通所介護では、設備基準において大きな相違はないため、提案主体である事業者が、一般の通所介護を行う施設として、再度指定を受けるという選択肢が存在する、③施設転用に伴う補助金の取扱いの問題が生じる場合には、提案主体である事業者に対して関係機関が連携して助言及び協力を行うことが必要である、との指摘がなされ、通所介護における高齢者及び障害者・障害児の混合ケアについては、現行の制度の下で対応可能ではあるが、提案者が円滑に事業を実施できるよう、関係機関は連携し必要な助言及び協力をされたい、との結論に至ったところである。

以上が、医療・福祉・労働部会からの報告である。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまのご報告について、何かご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いします。

(金子教育部会長) ちょっと教えていただきたいのだが、調査審議について、既に行っているのか、これからなのか。初めてのことなので、どういう形なのか教えていただきたい。

(樋口医・福・労部会長) 最後の調査審議か。

(樫谷委員長) 認知症対応型通所介護は既に審議をしたということか。

(樋口医・福・労部会長) 終わったということだ。

(樫谷委員長) 終わってこういう考え方をまとめられたということか。

(樋口医・福・労部会長) はい、そういうことだ。

(金子教育部会長) ということは、あまり進展がなかったということか。

(樋口医・福・労部会長) 特段、特区を認めなくても、別の方法で対応できるということがはっきりしたということである。

(金子教育部会長) 部会の方でもそれを納得されたということか。

(樋口医・福・労部会長) 部会の方からむしろ提案させていただいて、そのようにという形をとった。

(金子教育部会長) これらのケースはそうでないかもしれないが、官庁のこれまでのパターンだと、新しいことを提案すると『現行制度でもできる』と主張することが多い。そこと突破しないとなかなか新しいことができない。そのようなケースではないことを確認しないと、特区の意味が薄れてしまうのだが、部会の方で納得しているということなら、それでよい。

(島本委員) もう一つ前の920のところ、最後の評価意見案の中にはなかったのだが、自園調理については、法制上今後明確にしていくというようなことをおっしゃったと思うが、これは規制強化の方なのか緩和の方なのかということが気になる。それが1つと、冒

頭のところで、「引き続き弊害が生じていると言わざるを得ない」とあるが、この弊害がイメージできない。具体的にどんな問題があったのか聞かせてほしい。

(松本参事官)では、今の島本委員のご質問に対して、事務局の方から若干法技術的な話もあるのでご説明申し上げます。最初のご指摘、「規制強化になったということなのか」ということだが、これは実質的には規制強化ということではない。現状としては、自園調理については、厚生労働省の省令においては、保育園には調理室を置かなければならないというふうになっていて、置いているからにはそれを使って自園調理を行うのは当然の前提であると、かなり前に、今から何十年も前に出来たものであり、当時は外部搬入というような形態は想定されなかった状況であった。それがだんだん時代の変遷とともにこういった外部搬入というものが出てきたのだが、そういったところについての規定が明確にされておらず、実際の運用としては通知という形で、自治体に対して厚生労働省が指導的、補足的なものを出すことで、実際にはそういった外部搬入も実態上は行われていなかったということである。その通知について改正するというので、今回特区でやったわけであるが、ただ、通知というのはあくまでも通知であり、法的な位置づけという意味ではあまり明確ではないので、そこはきちんと整備をしよう。では自園調理をやめるかという、2番目の質問にも関連するが、自園調理を解禁するという状況には現在至っていないということで、自園調理は続けるという現状の実態は継続しつつ、通知ということの法的規制の不明確さを明確化するというので、省令上の明文化を図るということで、今作業中というように聞いている。

2つ目のご質問だが、弊害の内容としては、かなりの数のところでやっており、弊害の種類もまちまちだったりするのだが、大まかに申し上げると、例えばアレルギー児や3歳児以下の子どもたちに対して、小学生に出すのとあまり変わらないような給食メニューを出したりとか、あるいはアレルギー児に対する適切な食材の配慮が十分でなかったりとか、そういった点がある。あともう1つは、外部搬入をする場合、多くの場合給食センターからの搬入だったりするのだが、同じ自治体、市立なら市立、町立なら町立の給食センターから公立の保育所への搬入であるので、同じ役所の組織の中であうんの呼吸でやっている例が多いが、そこは厚生労働省としては、きちんと責任関係を明確化するように、契約なり協定を結ぶようにというようなことを条件として上げているが、そこが昨年も指摘された部分であるが、改善はされているものの、そういった協定が結ばれていないという自治体がゼロにはなっていない点、弊害として上げられている。

(樫谷委員長) よろしいだろうか。ほかに何かありますか。

(米田委員) 教えていただきたいのだが、910番の「病院等開設会社による病院等開設事業」とあるが、その中で特例措置の内容が、「株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院または診療所を開設する」とある。この場合の自由診療で高度な医療というのは、今規制改革会議の方で混合診療が問題になっており、自由診療は保険外診療になるが、その辺の関係はどうなっているのか教えてほしい。

(松本参事官) ご説明申し上げます。今、米田委員のご指摘があるように、自由診療ということなので、保険診療を行わないということになっている。したがって内容としても保険の対象にならないような非常に高度で先進的な医療ということである。どういう整理かと申し上げますと、保険診療の場合は、健康保険に加入して皆さんが掛金を払い、その掛金で保険診療が行われるわけだが、株式会社が行う場合、その診療行為を行って報酬を得て、報酬の一部が株主に還元される。営利という形になるが、この特区を設置した当初の議論の中で、そういった、いわゆる健康保険という形で保険料として皆さんが払っているお金の、一部にせよ、株主の配当という形で、これが配当の原資になっていくということについてはどうなのだろうかという議論が当時あった。そういったことから今回特区を作って認定するに当たっては、そういった健康保険からのお金の流れのない自由診療という形にして、内容としても株式会社の形態を最大限そのメリットを生かせるように先進的な医療、そういったことに対する投資行動や、開発に対する資金調達など、そういったことのために株式会社が有利に働かざるを得ない、というような議論と整理をし、その当時こういった形で自由診療で高度な医療提供を目的とするというように特区の範囲を設定したわけである。

(米田委員) 前提条件をどう決められたかというご説明は理解した。ただこれから、混合診療の自由化の問題が進展していくと、この特区が出来た前提条件そのものが変わってくるがあるので、その辺に留意して調査することも、よろしく願います。

(金子教育部会長) 時間がだいぶ押しているので1つだけ。これは後で教育の方の株式会社立のことも触れるが、現在、特に地方の医療が大変だということもあり、保険診療でも多様な主体が市場で資本を調達したものを含めて医療サービスをするのは、国民にとってメリットがあるかもしれない。

(樋口医・福・労部会長) おっしゃることは正にそのとおりだと思う。ただ問題は、1件しか出てこない理由がなぜなのかということと関連して、もしかするとあるかもしれないわけである。そういったところの理由をまず調べていくというのが、来年度以降に課されていると思っている。もっとたくさん出てほしいということだが、残念ながらないという状況である。

(薬師寺委員) 以前もこれをご提案いただいた。前提条件というものがない時には、多くの病院や株式会社が手を挙げてくださっているものである。これは調査審議案件で、そういう要望があれば、専門部会でも取り上げたいと思っている。

(樫谷委員長) よろしいだろうか。ありがとうございます。それでは、ただいまの部会長報告について、委員会として了承するという事で、ご異議はないだろうか。特に修正はないと思うが、ご異議がないようなので、ただいまの部会長報告を委員会として了承することとする。

続いて教育部会報告について、金子部会長から報告をお願いしたいと思う。よろしく願います。

(2) 教育部会

(金子教育部会長) 案件がたくさんあるので狙いをつけて進めたいと思う。教育部会は合計4回部会を行った。既に全国化されているもののフォローということで文部科学省との話し合いを行った。また、非常に大規模にやっている通信の株式会社立の高校を見学に行った。

全国化されたのは1件だけで、「826 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」というものに関しては全国化ができた。ほかは全部、現時点では判断できないということだが、判断できない理由が幾つかある。教育の場合には、卒業生が出てないので効果が分からないという理由が文科省からあげられることが多いが、きちんと事例があれば、それ以前に弊害がないと判断できるケースがあると考えられる。だが、今回は、あとで説明するように、実施事業数が、途中で中止の事業があつて1件ないしゼロになってしまっていたりして、仕方なく「判断できない」という結論になっている。

それでは最初に、資料1-2に沿って案件を説明したいと思う。簡単なものは簡単に説明する。

一番初めの「811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置」。これは大学や短期大学で校地面積の基準の引き下げをするということだが、これを活用した大学は1校で、その大学は実は郊外に広いキャンパスを確保し、この特例措置の適用を受けないでも基準を満たすという状況になったので、結果としては適用例ゼロになってしまった。そのため、これは現在では全国化の妥当性の判断はできないということで、部会としても了承した。

「816 学校設置会社による学校設置事業」だが、これについてはちょっと時間を取って説明したい。ひとつの問題は、この事業では、小学校から大学・大学院まで、また、たくさんの通信高校が出てきている。大学に関しては、残念ながら、撤退するところ、学生が集まらないところ、いろいろな形で不備が出てくるところ、国会で問題になるところなどがあり、全体としては、部会としても、今現在で全国化するのは無理だと考えている。規制官庁の方では、この特例措置自体を止めるという議論もしているかに聞いている。それで我々としては、もう何年も議論してきたが、このまま全国化というのは、ほとんど無理だろう、しかし、特例廃止は適切でない。よい学校もできている。例えば我々が見に行ったところは、株式会社がやっていて、5000人も全国の不登校を集めている通信高校だが、大変いい取り組みをしていて、行政では対応できない子どもたちに一定の機会を与えているという点でメリットがある。「学校法人になぜならないのか」という質問をすると、資本の調達はきちんと市場でやっていて、それを寄付とすることは難しいので、株式会社でやりたいということだ。納得が行く答えだ。こういう学校は特区でないとできない。しかし通信制高校の数が多く、中には、かなり心配なものもある。それからすべて一気に全国化するのは無理だということで、細かい字の最後のパラグラフのところで、この案件はとにかく今のままで全国展開は無理だ、とした。来年を待っても再来年を待っても、多分、こ

のままでの全国化は無理ではないかという判断が部会でもある。まず義務教育なのか、それとも高校なのか大学なのか大学院なのかという種別に分けないと、適切な議論ができないのではないかという意見が強い。私自身は、義務教育の場合には学校法人になったほうがいいのではないかと思っているが、高校・大学の場合は、条件さえ合えば、特に大学院の場合、ないし、場合によっては、通信制高校なら、できる可能性もある。今はいろいろ混じっているが、ここをまず学校別に分けて議論しないといけない。それが1つである。

それから、株式会社でも、学校法人を作る時に何らかの形で作りやすくする為の規制を緩和するという議論が必要だと思う。儲かる仕組みを作るというよりは、通常の学校法人や行政ではできない、多様なニーズをもった人たちへの機会を作るということである。これは特区評価委員会自体でなかなかできないことなので、例えば規制改革会議等と連動して、こういう形のを、これから制度設計自体を変えていくというようなことを、今後我々の委員会を含めて是非検討していきたいと思っている。そのような議論があった上で、結論としては、「現時点では判断できない」である。そういう背景があるということを伝えておきたいと思う。

次は、「826 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」で、高等学校の全日制課程において不登校状態にある子どもに対してIT等を使って添削などをやるということ。小中に関しては既に全国化されている案件である。高校についてはまだ事例が少ないということと、その事例において、資金調達が個人の寄付に頼っている部分があることだ。文科省といろいろやり取りがあったが、最終的には全国化するという事で落ち着いた。

次に「828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業」。その次を見ていただくと、「829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業」。これらについては、文部科学省の方も、この数年来、緩和の方向には来ている。この2つに対しては、細かく書いてあるとおり、特例措置を活用した大学が運動場とかを確保してしまったり、まだ始めたばかりだったり。それから特に829は、1例あるが、充足率が非常に低いので、空地による弾力化がいいか悪いか、弊害が出ているかどうか、さすがに楽観的に見てもなかなか評価しにくい。そういうことで、この2件に関しては21年度に評価を行う。来年やっても、ほとんど同じ状態だろうという判断である。

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業」である。免許というのは都道府県が出しているものだが、特別免許状に関しては一部、市町村が出しているということで、これは現場からのニーズはかなり高い案件だ。しかし、これまで市町村が出した案件で混乱があったり、しっかりと管理事務していなかったという例があった、というか、そういう例ばかりだったので、そもそも市町村教育委員会が教員免許の管理をできるのかどうかということに対しても、多少疑問が生じてきている。ということで、これも、全国化は、今のところは難しい。細かいところだが、「今後の対応」の真ん中に書いてあるとおり、認定地方公共団体が、今後、免許状授与の適切な授与及び管理を行うことが重要で、それがで

きるような方策を19年度に検討し20年度に評価を行うということだが、これはなかなか難しいかと個人的には思っている。

次は、「832 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」。これは、私は全国化して当たり前だと思っているが、事例が1つしかない。去年の4月から始まっている。フィールドワークやインターンシップについてこの案件の弊害が出るのが想定されるが、まだ授業科目が始まっていない状況で調査されたので、これは仕方がないかということで、20年度、1年ぐると回ったところで、特に弊害がないと認められれば全国化を考慮したいという判断になった。

もう1点ある。「全国展開 802 構造改革特別区域研究開発学校事業」がある。特区制度の非常に大きな成果になり得るものの1つだと思っているが、802 に学習指導要領を一部外せるというもの。これができるとかなり自由な教育ができるわけである。既に全国100以上のケースがある。一部大変いい成果が出ている。これは20年度から全国化されるが、少しトリッキーで、誰でも自由に学習指導要領を外していいというわけではなく、自治体が特区申請するのではなく、文部科学省に直接申請してそこでOKが出た場合に限りできるということになる。したがって、これまでは特区に申請をして、内閣がOKならばできたものが、今回は文部科学省に直接行く。文部科学省は規制したいという人ばかりが集まっているわけではないだろうが、規制の強化になる可能性がある。ということで、教育部会でもかなりこれに関しては、せつかく全国化したことが逆にならないように、関心がある。文部科学省の担当職とは話をして、報告も部会でしていただき、その場では、「規制強化になることはない、これまで特区として認めたものと同様のものに関しては、今後も、認める方向である」ということだった。つまり、まともなものは認めますよということだ。私からは、そのことを何かしらの形で、全国の地方教育委員会ないし学校の方にきちんとメッセージとして伝えていただきたいと述べた。そうでないと、現場で文部科学省へ直接申請するとなると、かなり圧迫感がある。約束をしていただいたわけではないが、例えば1つの案として、ホームページ上で今のことに関する文言をアナウンスするというようなことを検討してもらうことになった。今後また引き続き見ていきたいと思っている。全国化されたものは我々の手を離れるが、重要な案件なので、フォローをする精神でもって行ったものである。以上である。

(樫谷委員長)ありがとうございます。それでは今の金子部会長からのご報告について、ご意見ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

(米田委員)最後の次年度の特区の全国化についてのところで教えていただきたいのだが、全国展開の条件として、先程ご説明があったように、「地方自治体が文部科学大臣の認定を経て」と書いてあるわけだが、この認定がどういう基準でなされるかというのが、結構今、金子部会長がいろいろウォッチしていかなければいけないと思っていらっしゃることだと思うが、その辺のガイドラインというのは、何かしらのものが文部科学省から出ているのだろうか。

(石田参事官) 必ずしも文部科学省からガイドラインが出ているというわけではないが、この全国化について文部科学省は文部科学省で進めているが、今年の4月以降、募集要項、そういったものを作り、それをホームページ上その他で全国に周知していく。その過程で、ガイドラインというのか名称はわからないが、それに準じたものを作っていくと。文部科学大臣の認定という作業があるが、従前の特区の制度についても、これは文部科学省の特例に限るわけではないが、どの特例も各省への同意調査を一応行っており、その中で文部科学省はチェックを加えていた。その結果、非常に認定の利用が多いという特区だったわけだが、そういうことである。文部科学省は基本的には従前のベース、そこから足さない・引かないというスタンスでこの全国展開を行っていくということで、教育部会においてはご発表いただいたとおりである。

(金子教育部会長) 役人の言葉を信じる・信じないといった話は別にして、しかし、書いたものにしないと学校の方ではなかなか使いにくいと思う。これまでは文部科学省の指定する研究開発校というのがいくつかあり、そこでは限定されたテーマで3年間ぐらい、一部学習指導要領を外した授業ができるようになる。しかし、これは文部科学省が直接管理しているものである。802を全国化することに沿って、それに準じたものとして、名前は忘れたが、新教育開発指定校制度というようなものを作って、それは自治体の方から申請してきたものをこれまでの特区の基準に対し規制強化にならないようにして認めるというものだそうだ。文科省は、ゆめゆめこれまでより強化することはないと思う。文部科学省としてもこれを機にすごく厳しくしようという気はないと思う。

(樫谷委員長) 今のは、要するにホームページを出すというのは、文部科学省は同じ基準でやるのだが、地方自治体が萎縮してはいけないからホームページできちんと出すということか。

(金子教育部会長) いろいろと市区町村の教育委員会と付き合っているが、特区に出すほうが、文科省に直接出すより気が楽なのである。もちろん特区も文部科学省を経由しているわけだが、文部科学省に直接行くと結局文句を言われるのではないかと懸念してしまいがちだ。きっちり制度化して、今までと同じようなものはどんどん出してくださいというふうに言っていただければよいと思う。

(米田委員) 先程、学校法人制度の見直しということで言及されたが、ちょっと私はイメージがはっきりしないので、学校法人制度のどのあたりを例えば問題にするのか、ヒントを頂ければありがたいが。

(金子教育部会長) これは私より黒川さんや島本さんにいろいろ意見を頂いているので、また別の機会に議論したい。

(島本委員) 910の病院と重なるところもあると思うが、病院であれ、学校であれ、イノベーションは必要だと思うが、うちいくつか学校を現地調査に行ってみて改めたのは、例えば、学校であれば助成金というのが既存の学校法人にあるので、新規参入を阻害するハードルになっていて、方向としては新しいものを入れて競争を高めていく、あるいは効

率化していくことは必要だと思うが、現実問題としては公的サポートがないと受身なので、あるいは公的なハンディがあるとなかなか育ちにくいという現実はあると思う。だからまだ市場で評価される段階には育っていないので、どちらかという学校法人という枠で新しいものが育つような方向にしていかなないと、少なくともまだマーケットで評価できる段階にはなっていないという印象が、抽象論だがある。

(米田委員) たくさんいろいろあるのだろう。多分ひと言で言えないような。いわゆる学校法人が持っている要件をどう見直していくかという根本的な問題だ。

(金子教育部会長) 大学が株式会社を作ることはもう既に行われている。外国の例だと、大学が資本を市場で調達することも行われている。日本の大学の研究体制はこれでいいのかということだ。そういう意味で、資本調達の問題と学校法人格という非常に伝統的な文部科学省枠組みとの中で、何か調整ができるのではないかとということで、さまざまな議論がなされた。今日は省いているが、そうしないと日本の教育は研究教育も立ち遅れてしまう可能性がある。

(樫谷委員長) よろしいか。それではただいまの部会報告について、委員会として了承することとしたいが、ご意見はございませんか。異議がないようなので、ただいまの部会長報告を委員会として了承することにしたいと思います。よろしくお願いします。

(3) 地域活性化部会

(樫谷委員長) 続いて地域活性化部会報告について、部会長である私の方からご説明したいと思う。資料 1-3 である。地域活性化部会では、合計 8 回の部会を開催し、規制の特例措置の全国展開に関する評価を 4 件、本部長からの諮問事項に係る調査審議を 2 件行った。個々の項目についてご報告したいと思う。

まず、「104 公共交通利用促進事業」だが、資料 1-3 の 1 ページである。本特例措置は、地域参加型協議会で策定した計画に基づき、都道府県警察が交通規制を実施することを認めるものである。調査では、措置が実施されておらず、全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難とのことである。議論の結果、計画に基づいた調査を実施した日の翌年度に評価を行うとの結論に至った。今後の対応方針だが、これについては、宮城の釜石の方でこれからかなり頻繁にこの評価の対象になる程度の事象が行われるようなので、それに基づいて実施した日から 1 年後の日が属する年度に評価を行うことにした。

次に、「506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」である。2 ページである。本特例措置は、職員 50 人以下の中小企業が、外国人研修生の受入れ人数を 3 人から 6 人に拡大することができるというものである。規制所管省庁である法務省においては、不適正事例が発生している特区があり、研修受入れ機関における理解不足、あるいは地方公共団体の受入れ体制が不十分であるということが原因である。議論の結果、不適正事例の発生、外国人研修・技能実習制度全体の見直しの予定などを踏まえ、平成 20 年度に評価等を行うとの結論に至ったところである。併せて、外国人研修・技能実習制度の見直し及び運

用の適正化について、法務省に対して、報告を求めている。

次に「707 特定農業者による濁酒の製造事業」だが、これは3ページである。本特例措置は、農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しないとしたものである。委員会の調査と現地視察では、特区があるゆえの宣伝効果が大きい。地域活性化に大きく貢献している。ただし納税手続きが煩雑であるという課題も明らかになった。議論の結果、特区である宣伝効果や、国税当局と地方公共団体の連携の重要性等を踏まえ、特区において当分の間、存続するとの結論になった。また、本件についての拡充・関連提案について、財務省にヒアリングを行った結果、自らの名義で農業を営まない農業者が農家民宿等を営む場合にも、特例の適用対象とする、災害時等に自ら生産した以外の米を原料に使って濁酒を製造することができるようにすることについて、引き続き検討を行い、適当と認める時期に報告するということである。本特例に関する記帳及び申請様式の簡素化については、個々の事業者の実状に応じ、適切に対応するよう、各税務署に周知徹底することを求めている。これについては、必ずしも法律の成り立ちと、標準化された様式とは、標準化されたということであらゆる要素が入る。ただ、それほどたくさんの要素は濁酒については要らないので、もう少し簡素化できる余地もあるようなので、各税務署に周知徹底することを求める。

次に「1205 (1214) 重量物輸送効率化事業」だが、4ページをご覧ください。本特例措置は、分割可能な単体物品を輸送する際、原則となる基準以上の積載を認めるものである。調査によれば、十分な運行実績を得られていないため、現時点では全国展開による弊害の有無について判断できないとのことであった。今後、他の特区における運行状況を踏まえ、平成20年度に評価を行うとの結論に至った。

続いて、本部長から諮問があった、「不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書に係る交付事務の見直し」の調査審議について、5ページをご覧ください。本件は、法務局の再編・集約化が進むなか、各種証明書発行を自動化した発行請求機の設置基準に満たない地域でも、発行請求機を設置できるようにすることを求めるものである。地域活性化部会の委員から規制所管省庁である法務省に対して、地域間でサービスの格差が生じないようにすべきではないか、スケールメリットによるコスト削減で設置対象地域を広げられるはずなので、全国的なニーズ調査をすべきではないか、あるいは、現行のオンライン請求システムの改良により対応ができないか、あるいは、国の事務合理化は地方に負担を押し付けずに対応すべきではないか、などの指摘があった。法務省からは、登記事務は利用者負担の原則に基づき、発行請求機は利用実績と距離基準を満たすところに設置しているが、全国規模による収支の予測は難しい、人件費についてはコスト削減の余地はある、即日発行の実際のニーズについては疑問である、それほど即日発行のニーズがないのではないかと、オンライン請求システムの改良には、巨額の開発費が必要、などの説明があった。以上を踏まえ、地域活性化部会として議論の結果、規制所管省庁である法務省に対しては、不動産登記事項証明書等に係る交付事務の簡素化・合理化に努めてもらいたい

というのがまず一つ。法務省においては、提案者の地区内での即日交付のニーズなどを把握するために調査を実施し、今後の交付事務の改善に活用する、との結論に至ったところである。これは、たまたま申請しているところの地区でニーズ調査をするということである。これは3年間だったか。2年間の調査か。

(松本参事官) 2年間か最大3年間だ。

(樫谷委員長) 最大3年間のニーズ調査をするということである。

最後に本部長から諮問があった「分割可能貨物基準緩和車両に係る通行条件の緩和」の調査審議だが、6ページをご覧ください。本件は、バラ積み緩和車両の通行条件について、特別な条件を付さないで通行できるようにすることを求めるものである。本提案については、道路構造の保全及び交通の危険を防止する上で、一定の規制を行うことはやむを得ない。規制の特例措置を講ずる必要はないが、提案者の要望に最大限応えるよう、規制所管省庁は道路管理者と連携し必要な助言及び協力をすべきとの結論に至ったところである。

以上で地域活性化部会における議論の経過について、ご報告を終わる。以上である。

何か今の報告について、ご意見ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。よろしいだろうか。それでは、ただいまの私の報告について、委員会として了承することとしたいと思うが、ご異議ございませんか。よろしいだろうか。異議がないようなので、ただいまの報告を委員会として了承したいと思う。

3. 平成19年度表会見及び調査意見等のとりまとめ

(樫谷委員長) それでは次の議題に進みたい。平成19年度評価調査委員会意見案について審議したいと思う。事務局には、本意見案の配布をお願いする。

(松本参事官) すみません。お手元に既にお配りしている。資料2に書いてあるのが意見案である。

(樫谷委員長) では、資料2について私より説明したい。各意見案の個票は先程了承いただいているので、全体構成等総論についてご説明させていただきたい。

まず、意見案の構成だが、意見案の本文の構成としては、評価・調査委員会における検討に係る経緯にまず簡単に触れて、続いて評価・調査委員会の具体的検討事項として、①規制の特例措置に係る評価、②構造改革特別区域推進本部長の諮問に基づく未実現の提案に関する調査審議などについて、それぞれの検討結果の概要を記載している。この本文に続き、それぞれの専門部会において取りまとめたいただいた案件毎の個別の意見票を、評価、調査審議の順に添付している。

これが全体の構成だが、まず、「はじめに」である。ここではまず、特区制度の基本理念を述べた上で、昨年の特区法改正を受けた制度見直しの一環として、これまでの評価委員会の機能を拡充して評価・調査委員会が設置された経緯や内容について記載している。平成19年11月の本部長からの諮問に基づき、未実現の提案に関する調査審議を行ったことについても記載している。

それから「2.平成19年度の評価」だが、まず、(1)として、特例措置の評価に際し、現地調査や規制所管省庁へのヒアリングを行い、網羅的かつ総合的な検討を行ってきた経過を記載している。次に(2)として、平成19年度の評価対象となった19件の特例措置のうち、ニーズ調査による対象除外が4件、自主的全国展開による対象除外が2件あり、結果として13件について評価を行ったことを記載した上で、これらの評価結果の概略を記載している。

具体的には文部科学省関係の「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」については、特段の弊害がないため全国展開すること、財務省関係の「特定農業者における濁酒の製造事業(どぶろく特区)」については、地域の活性化としての意義が大きいことから特区において当分の間存続されることとし、その他11件の特例措置については、現時点で弊害の有無を判断できないため、それぞれ適当とする時期に再度評価することを記載している。

それから3番目、「新たに評価時期を定める必要のある規制の特例措置について」である。これは、初めて特区計画の認定があった特例措置である「地方競馬における小規模場外設備設置事業」について、規制所管省庁から提出のあった調査スケジュールを検討の上、評価時期を平成20年度としたことについて記載している。

4番目の「調査審議事項について」であるが、本部長の諮問に基づく3件の未実現提案に関する調査審議の結果の概略を記載している。これらについては、いずれも新たな特例措置の創設には至らなかったものの、提案主体の意図を最大限尊重することのできる実際的な措置を講ずることについて規制所管省庁との合意ができたこと、特に「不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明に係る交付事務の見直し」については、規制所管省庁である法務省が、提案者の地域内において実践的な調査を行い、今後の交付事務の改善に活用することとなったことを記載している。

5番目の「おわりに」であるが、特例措置の創設に向け、規制所管省庁がより精力的に取り組んでいかれた旨を記載するとともに、当委員会としては、規制の特例措置の評価や未実現の提案に関する調査審議について、今後も精力的に取り組んでいく旨を記載し、併せて関係者へのお礼を述べて、結びとしている。

以下、特例措置の評価調査審議に係る個別の意見については、各部長から先程ご報告いただいたとおりなので、省略したいと思う。以上である。よろしくお願いいたします。

何かご意見はございますか。よろしいか。

(島本委員) 意見というより感想になってしまうのかもしれないが、今回19件の特例措置の中で3番の継続審議というか再度適切な時期に評価するものというところが一番多くなってしまっているが、その概要のところは3行である。致し方ないとは思いますが、ちょっとさらっとしている気がするので、ここが一番多いだけに、効果を上げているものとか、あるいは固有の理由というのも、もう少し、期間的な見極めが必要とか、判断材料が不十分だと入れたほうが納得度が大きい、そんな印象を持った。

(樫谷委員長) あまりにもさらっとし過ぎではないかとのことだ。一生懸命議論して詰めたわけだから、3行では各部会や委員会の意図が十分伝わっていない、努力が伝わっていないということだろう。どういうふうに修正すればいいか。事務局はどうか。

(松本参事官) ご指摘のとおり、確かに11件と全体の3分の2に近い件数の割に3行で、また、それぞれの理由というのも、一番多いのは件数が少ないことやまだ成果を上げていないということだが、そういったところをある程度かいつまんで分析を踏まえた文言等にするのは可能だと思うので、もしお許しいただければ部会長、委員長の方をお願いして文言について検討をいただくというようなこともできる。そのままここでご了解いただくのであれば、作業を持続して行っていきたいと思う。

(金子教育部会長) その際、細かく書き出すときりがないが、一つ入れていただきたいことは、この11件の議論の中から、前提条件が変わってくるので制度設計の変更を考えるとによって特区の趣旨を今後生かすという可能性が出てきた案件も存在するという点に注意しておきたい。ただ先延ばししたのではないということも反映いただきたいと思うので、その辺ご検討いただきたいと思う。

(與謝野委員) 今回、弊害の有無に着目しているものが多いが、案件の中ではなぜ増えないのだろうということがあって、それは規制官庁の方にもお願いしたのだが、どうしたらもっと増えるのだろうという背景というか、どういうことが問題でなかなか増えないのだろうというようなことも検討してほしいという意見も入れた。そういった点も含めて、要するに規制官庁というのは、抑えるだけではなくて、やはり特区でも認めたわけで、特区で、ではなぜそれがはやらないのだろうということをきっちり調べていただきたいというような要望をしているというニュアンスも入っていると思う。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ほかにございますか。いずれにしてもこのほかのところを少し充実するという点と、先程、島本委員あるいは金子部会長と與謝野委員がおっしゃったようなことについて、できるだけ文章で書くということである。ただ、文章の方は、最終的には私に一任いただきたいと思うが、事前にメール等で皆様方にご報告するという点でよろしいか。

(薬師寺委員) 今回、医福労部会の方でも教育部会でもそうなのだが、地方公共団体の監視体制や協力体制が少ないために評価の土俵に乗らない案件が多いということを入れていただきたい。例えば、前年度よりも特区の要件が満たされないために、来年度再評価という案件が多い、市町村の特別免許状にしても、事前に地方公共団体の方でそのような不正が行われている等の情報があれば、もっと改善された状態で評価委員会の方に情報が下りてくるのではないかと思う。是非地方公共団体の方にも協力ということを入れていただきたいと思う。よろしく申し上げます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。よろしいか。

(米田委員) 書き方の問題でちょっと問題があるのだが、2ページ目に19の特例措置と書いてあって、続いてページをめくると4ページ目に13だ。一応この委員会に出ているメンバ

一はということか分かっているが、普通の委員会に出ていない方はこれをぱっと見た時に、19 あって、例えば省庁自ら全国展開するものの2措置とは何かというのは分からないので、もう少し分かりやすく、19 とあるなら 19 を行って、どういう分類になったかをまず一覧表に出してから調査意見を付けられたほうがより分かりやすいのではないかと思う。

(樫谷委員長) 確かに評価意見を付けたのはこれだけだが、19 件と言っているのも、全体が分かるように。

(米田委員) それからイメージなのだが、元気がないというイメージがどうしても。こんなに皆さん、委員の先生方が一生懸命、調査審議して折衝もしている割には、出て来た表現が割と静かなトーンなので、もう少しこういうところで活気よくできたとか、こういう問題が掘り出せたとか、何か成果めいたものも少し書き込んでいただけると、やっている方としては非常にやりがいがあると思う。

(樫谷委員長) どういうふうに。いずれにしても今の米田委員のご指摘も踏まえて、ちょっと事務局の方で案を作っていただいて、皆さんに。何か案があったら事務局に言っていただくのが一番いい。事務的な処理が中心になるので、もちろん思いは事務局にもあると思うが、どうしても役所の文章になるので。どうでしょうか。

(米田委員) もうちょっと明るく。

(樋口医・福・労部会長) よろしいか。意見案は、私はこれで、今皆さんからご指摘があったことを考慮して織り込んでいただければそれでいいと思うが、別のことだが、来年度再評価すると言っているものの中に、本体の方の法律が改正される可能性のあるものが幾つかあると思う。そうした場合には、多分 21 年度の国会にかかってくるような制度の変更であるとか、法律の改正であるとかそういったものが予定されている場合、20 年度に再評価するというふうに言って、実際には行っても変わってしまう可能性がある。そういった場合に、これはどのような扱いになるのか。

(樫谷委員長) はいどうぞ、松本参事官。

(松本参事官) 今のご指摘、確かに、例えば規制改革会議等の議論の中で大きな制度論の議論が進んでいて、その中でここで特区とされているものについても含めて全体が変わってしまうのではないかというようなものが若干ある。そういったものについては事務局あるいは規制所管省庁において、それぞれ評価意見にも書いてあるが、そういったところの動向について規制所管省庁も逐次私どもの方に報告することになっているし、私どもの方もアンテナを高くして、そういった動きがあるようなら、そういった動きの中に特区の考え方を反映させるなり、あるいはそもそも前提がなくなって全体として規制緩和になるということであれば、それは全体としての全国展開ということになるので、そういったものについては評価の対象から外していくとか、来年度作業を行っていく中で状況に応じて対応していきたいと思う。

(樫谷委員長) 報告をもらうということで、よろしいか。

(樋口医・福・労部会長) その場合、特区はともかく当面続いていくというふうに。本体

の方が変わったとしても、特区として認められているところについて変わらなければ、それはその状態が続いていくというふうを考えてよろしいのか。具体的に申し上げたほうがいいのかもわからないが、例えば外国人研修制度のところ、規制改革会議の方から20年度の改正というようなことで、各省庁で動きがある。その中で、3人の枠を6人にと、中小企業については適用除外というか特区が認められているわけだが、多分こういったところについては変わらない。ただ全体としての枠が大きく変わるといった場合、この3人を6人に認めている地域においては、これは続くというふうと考えていいのかということなのだが。

(松本参事官) そういったところについては、制度がどういう形で改正になっていくのかということともかかわってくると思う。そもそも外国人研修制度というものが続くのであろう、続くからには人数の一定の制限というのが続くのであろうということであれば、それにあわせての特区なので、特区制度も続くのではないかと思うが、例えば、人数の制限が大幅に緩和になるとか、あるいは、そもそも研修制度自体が抜本的に変わってしまうということになれば、特区制度の前提の制度が変わってくることになるので、これはこの特区制度自体の存続ということも以後議論が及ぶのではないかと思う。個別の状況に応じて違ってくる。それは規制所管省庁なり規制改革会議なりの動きを見て、それぞれの展開に応じた対応を取るようになるかと思う。

(米田委員) 今まさに、私も実は先般の規制改革会議拡大運営委員会で、外国人研修生受入れの特区と規制改革会議で行われている議論を、もっと一緒にかみ合わせて、むしろ共闘体制を作るべきではないかということで、会議の方で発言させていただいて、その後、規制改革会議の検討メンバーと松本参事官の方で打ち合わせを持たせていただいたりしている。こういった動きをもっとやっていかないと、学校制度等も、実は抜本的な解決の道は見えてこないだろうと思っている。それで、今度4月から、ここの特区の方々が規制改革推進室の上の方の階に来られるということだ。そうすると、変な話だが、場所が近くなるというのは非常に大事なことであり、私は一生懸命何とか架け橋になろうとして規制改革で特区の発言をしているのだが、例えば今日ここに規制改革推進室の方は来ておられるかということ、多分来ておられていないのではないかと思う。特区の方は規制改革会議の傍聴に来ていただいているが、せつかくの推進室が傍聴しに来ないということ自身も、そういうことのないように、これからもう少し連携を深めながら部分的な共闘体制がとれるような形というのを是非作って、連携して共に闘うという方向で持っていければということのご検討を提案する。

(樫谷委員長) ありがとうございます。よく分かった。いずれにしてもまず今日の意見だが、前文のところは委員会なり部会の状況をもう少し具体的に書くということがまず一番大事だと思う。それからあと評価意見については19件全体がわかるようにしてくれということであった。あと米田委員のご提案は、この意見とは関係なくどこかで言うということではよろしいか。

それでは本日の案について、これはまだ皆さん方にご承認を最終的には頂いていないが、最終的には委員長に一任ということでよろしくお願ひしたいと思う。ほかに事務局から連絡事項はありますか。

(金子教育部会長) この取りまとめ意見に対してはそのようにしていただきたい。それから先程の米田さんの続きだが、あまり時間をとれないが、教育部会に関しては、私は長年専門委員会でやっているが、2つこれから取り組むべきことがあると考えている。

1つは先程の816の株式会社立のことをきちんと整理して、できるところは広げていく。あとNPO立学校の特区とか、自治体でいうと公私協力という、昔、公設民営と言われたところがほとんど使われていない。どこともゼロだ。校地なしでもってNPOが学校法人を取れるというところは、幾つかいい事例が出ている。この辺を816も含めて、先程島本さんがおっしゃるようにまだマーケットができていないので、学校法人化されると助成金が出て、NPOとか自治体ともきちんといい学校ができるということなので、これにあわせて制度変更をしていくことが必要だ。特区ができたが、実例がうまくいかないと、規制官庁の方では、特例措置自体を止めようという声が出る。評価委員会では、制度設計の作り直しという自体は委員会の役割りでは必ずしもないので、規制改革会議などと一緒になって進めるという可能性を探りたい。

もう1つは、再生会議で最初出てきてしぼんでしまったバウチャーだが、私自身は全国でバウチャー化することは妥当性がないと思っているが、一部では使い道があると思っている。例えば、不登校児童・生徒に関しては全国で600ぐらいのフリースクールが実質上引き受けているが、お金は回ってこない。自治体によってはバウチャーでよいNPOに一定のお金を回すということは非常にいいスキームだと思っている。

4. 閉会

(樫谷委員長) ありがとうございます。少しほかの会議も勉強しないと。事務局からありませんか。

(松本参事官) 委員の皆様、昨年の11月以来の非常に限られた時間内での集中した審議をお願いすることになったが、大変ありがとうございました。意見案については、先程委員長の方からお話があったとおり、現在の議論を踏まえて事務局の方で案を作って、委員長、皆様にもご相談させていただきたく思っている。よろしくお願ひします。評価意見については、本部長である内閣総理大臣の方に提出することになるが、これについては今月末もしくは来月冒頭に本部を開催することを予定しており、その際に提出させていただくことになると思う。どうも皆さん長い間ありがとうございました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。本日はこれで閉会したいと思う。この後委員の皆様方に連絡事項があるので、しばらくお待ちいただきたいと思う。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

以上